

【重要】第133回(男子)選手候補生入所試験

技能試験受験用自転車の形状等について

1. 技能試験において使用できる自転車の形状、使用部品の規格等について

本年度入所試験で使用する自転車については、以下の通りといたします。

(1) 使用できる自転車

NJS 登録されている自転車（競輪で使用できる自転車）とする。具体的には、競輪ホームページ KEIRIN.JP 内、競輪資料室の「登録自転車一覧表」(1) スチール製フレームに掲載されている自転車であり、NJS マークがついている自転車のみとする。

(<http://keirin.jp/pc/dfw/portal/guest/data/bicycle/index.html>)。

(2) 使用できない自転車

上記「(1) 使用できる自転車」に記載がない自転車は使用できない。

※特に注意すべき自転車

①近年、登録消除された自転車

- ・ウメザワ（2021年3月31日登録消除）
- ・ボンバー（2021年3月31日登録消除）
- ・プロシオン（2021年3月31日登録消除）
- ・オオタキ（2022年2月28日登録消除）
- ・ヤナギサワ（2022年5月31日登録消除）
- ・エイメイ（2023年8月1日登録消除）
- ・ナガサワ（2024年7月1日登録消除）

②一部使用できない自転車

- ・ジロ（2016年3月以前製造のスチール製フレームで、JKAが2016年3月までに行った検査に合格していない自転車）

※今後、新たに登録消除となる自転車があった場合は、諸状況（当該自転車の安全性等）を勘案の上、改めて取り扱いを決定する。

(3) 使用部品の規格について

認定部品に関しては別紙「【男子】認定部品一覧」を参照すること。

2. 技能試験における前日検査（検車）について

受験者が受験用に用意した自転車が、前項記載の「技能試験において使用できる自転車」であるか等を確認するため、技能試験実施前日に検査（検車）を実施する。

- (1) 整備不良等により検査不合格となった場合は試験から除外する。
- (2) 認定部品を使用していない又は自転車のギヤ比が $49 \times 15(3.27)$ を超えている場合は検査不合格とする。但し、指定された検査実施終了時刻までに、受験生が自ら認定部品に交換あるいは $49 \times 15(3.27)$ 以内のギヤに交換することができた場合は可とする。
- (3) 検車における主な検査項目は以下のとおり。
 - ①タイヤがリムにしっかりと貼り付けされていること。
 - ②部品は切削・穴あけ、その他著しい原形の変更等有害な加工が施されていないこと。
 - ③著しいさび及び打痕のあるフレームの使用は認めない。
 - ④チェーン引きを使用すること。
 - ⑤チェーンのたるみは、32mm以下であること。
 - ⑥ペダルにはトークリップ及びクリップバンドを使用すること。
 - ⑦ハンドルバー端面は、にぎり又はバーテープ(キャップ付き)で覆われていること。
 - ⑧はめあい限界標識を厳守すること。
 - ⑨検査に支障があるような、自転車へのシール等の貼り付けはしないこと。
 - ⑩スチール製フレームのサドルの先端部は、ハンガ中心をとおる垂線より前に出ていないこと。

※ただし、身体的理由により上記基準を満たせない者は、入所願書提出時に日本競輪選手養成所に相談し申請をすること。

以上